

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月
中之条町

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 中之条町は、群馬県北西部に位置し、長野県・新潟県の県境まで延びている。基幹作物は、水稻・野菜などであり典型的な中山間地域農業である。高地に耕地が散在している六合地域では、高原野菜と酪農を主体とした農業生産を展開してきた。近年では、水稻・野菜に加え、花卉・花木、果樹等、高収益が望める作物の生産が増加している。また、厳選米「花ゆかり」や六合地域の冷涼な気候を活かして栽培される「六合の花」を代表とする農産品のブランド化にも取り組んでいる。

今後は、他品目のブランド化に取り組むとともに、豊かな観光資源の活用による観光と結びつけた農業の確立を推進する。

また、後継者の減少、農業者の高齢化、有害鳥獣の農作物被害等により年々増加しつつある耕作放棄地の対策事業を推進するとともに、担い手不足を補うため、農業に関心を寄せる女性やリタイヤした会社員等を積極的に支援し、農福連携による障がい者雇用施策も織り交ぜながら、地域政策を総合的に展開していく。また、近年、ライフスタイルの変化や国の政策支援もあり、農業に魅力を感じる若者等が増加していることから、その受け皿となるべく、新規就農者を積極的に受け入れる体制づくりを強化していく。

更に農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 本町の農業構造については、昭和40年代から養蚕の低迷、本町及び隣接する市町村における工場等の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層兼業化が進み土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械の更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である本町においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

- 3 本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者

1人当たり400万円程度、1経営体当たり650万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1750～2000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

更に、人と農地の問題を解決するため、各集落・地域での話し合いに基づき「地域計画」の定期的な見直しを行う。話し合いに当たっては、新たに就農しようとする者を含め幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行い、地域全体としての担い手への農地の利用集積の定量的な目標の設定、農地中間管理機構の活用方針、「近い将来農地の出し手となる者と農地」の明確化及びこれらを増化させる方策等について話し合う。

特に、農用地の利用に関しては、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、地域農業の生産性の向上に資するため、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）を最大限活用し、担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止、解消を進め、地域における農用地利用を最適化する。また、農地中間管理機構の活用にあたっては、地域計画の定期的な見直しと極力連動させることにより、効率的かつ安定的に推進する。

- 4 本町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業等の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、あがつま農業協同組合（以下、「農業協同組合」という。）、中之条町農業委員会（以下、「農業委員会」という。）、群馬県吾妻農業事務所（以下、「農業事務所」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を整え、集落段階における農業の将来展望と、それを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、中之条町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、農地の流動化に関しては、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）を中心にこのような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和5

5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。) 第 1 2 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である本町においては、農地の一体的管理を行う主体として、生産組織の育成を図り、組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法(昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「法」という。)その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 1 2 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 本町は、中之条町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、スマート農業等先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業事務所の協力を受けて行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

中之条町の令和2年度の新規就農者は1人であり、過去5年間では7人が就農している状況である。引き続き基幹作物である野菜、花卉の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく体制作りが必要である。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、中之条町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、中之条町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

中之条町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1750～2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従業者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた中之条町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、中之条町農業担い手受入協議会を相談窓口に、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業事務所普及指導課や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 中之条地区

従来からの基幹作物である野菜を栽培する中之条地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、野菜の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 六合地区

従来からの基幹作物である花卉を栽培する六合地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合や花卉生産組合等と連携し、花卉の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
コンニャク専作	< 作付面積等 > コンニャク 500a 緑肥 100a < 経営面積 > 600 a うち 300a は借地	< 資本装備 > (大型機械化一貫体系) トラクター (80・30PS) フレールモア (155cm) ライムソワー (1.5m) フロントローダー ブラソイラー 小型管理機 (7PS) 植付機 (生子・親玉) ロータリ (2.2m) マルチ巻取機 トラック (2t・軽) ブームスプレッシャー (1000L) フォークリフト (1.2t) 動力噴霧機 (自動巻取 100m ノーズ) 土壌消毒機 (マルチ同時) 種芋重量選別機 高速掘取機 温風暖房機 納屋・貯蔵庫・堆肥舎 ビニールハウス 車庫・給水槽 < その他 > ・利用権集積による 1ha 以上の連坦団地とする。 ・連作障害を回避するためにソルゴー輪作と麦の間作及び有機物の投入を行う。	・雇用労働力の安定確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労働力 2 人 ・雇用労働力 2 人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹 (リンゴ)	< 作付面積等 > 120 a <経営面積> 120 a	< 資本装備 > スピードスプレヤー (1000 L) 乗用草刈機 (16ps) 軽トラック 高所作業台車 密入りセンサー 重載選果機 作業合兼倉庫 保冷库 トレリス 選果場売店 <その他> 防霜ファンの導入と多目的が網を設置こ による生産の安定と品質の向上を図る。	・パート雇用の安定確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 ・品種の更新により経営の安定化を図る。 ・観光、リゾート等と絡ませたリンゴの販路拡大 ・パソコン利用による顧客のデータ管理	・基幹労働力 2人 ・雇用労働力 2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・無袋栽培などによる作業の軽減 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作 (施設)	< 作付面積 > イチゴ 28a <経営面積> 野菜 28 a	< 資本整備 > パイプハウス 育苗ハウス 作業所 トラクター (20ps) ロータリー (1.5m) 暖房機 畝立機 動力噴霧器 (50L/分) 保冷库 (2 坪) 軽トラック <その他> ・スマートフォンを活用した温度管理で生産の安定と品質向上を図る。	・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・多品種栽培と栽培技術の向上 ・施設の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労働力 2人 ・雇用労働力 1人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的休日の実施 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作 (露地)	< 作付面積 > ネギ 120a キャベツ 50a ハクサイ 50a < 経営面積 > 野菜 220a うち120aは借地	< 資本整備 > 車庫・倉庫・格納庫 育苗ハウス 保冷库(2坪) 作業所 堆肥舎 トラクター(50.20ps) ロータリー(2.0m) ライムソワー(1.8m) サブソイラー 振動式掘取機 ベストロボ コンプレッサー 管理機(7ps) ネギ専用培土機 動力噴霧器(50L/分) トラック(2t・軽) 半自動移植機	・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・土づくりと輪作による生産の安定 ・多品目栽培と栽培技術の向上 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労働力 2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的休日の実施 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作 (露地)	< 作付面積 > 紅花インゲン 170 a スイートコーン 170 a 幅広いんげん 20 a キャベツ 80 a < 経営面積 > 野菜 440 a うち240aは借地	< 資本整備 > 車庫・倉庫・格納庫 作業所 堆肥舎 ビニールハウス トラクター (90ps.80ps.20ps) ロータリー (2.4m) マニュアルプレッター ブームスプレヤー (1000L) ライムソワー (1.8m) プラウ 管理機(7ps) 動力噴霧器 施肥畝立同時作業機 バックキャリア トラック (2 t・軽) マルチ播種機 移植機 選別機	・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・土づくりと輪作による生産の安定 ・多品目栽培と栽培技術の向上 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労働力 2 人 ・雇用労働力 1 人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的休日の実施 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専作	<作付面積等> 経産牛 50頭 育成牛 25頭 飼料畑 500a <経営面積> 500 a うち200aは借地	<資本装備> ミルカー（パイプライン） バルククーラー（1500 L） ミルカー自動離脱装置 温水器 産業用扇風機 攪拌機 曝気装置 トラクター（50・80PS） トラック（2t・軽トラック） マニュアルスプレッダ (2000kg) バキュームカー バケットローダー（0.4 m³） プラウ（リバーシブル） ロータリ（耕幅 180cm） ブロードキャスター（300L） ライムソワー ツースハロー コーンプランタ（4条） 鎮圧ローラ ブームスプレーヤ コーンハーベスタ（2条型） モアコンディショナー デッドレーキ（作業幅 220cm） ロールベアラ（120cm） ベールラッパ（120cm） ベールグリッパ（100～120cm） 搾乳牛舎・育成乾乳牛舎 飼料庫・格納庫・堆肥舎 堆肥化施設・貯留槽 バンカーサイロ バーンクリーナー <その他> ・ T M R 飼料給与法による牛乳高位生産	- 複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 - パソコンの活用による経営分析 - 牛群検定の活用	- 基幹労働力 2人 - 雇用労働力 1人 - ヘルパーの活用による定期的な休日の導入 - チェックリストに基づく労働安全の確保 - 家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花卉専作 (輪ギク) (枝物)	< 作付面積等 > 輪ギク 120a ハナモモ類300a < 経営面積 > 340a うち140aは借地 施設輪ギク 40a×3回転	< 資本装備 > トラクター (20PS) トラック (1t・軽) 小型管理機 (7PS) 動力噴霧器 (自動巻取 100m) ロータリー (耕幅 1.5m) 作業場 ハウス (10a) 選花機 結束機 暖房機・ボイラー 電照装置 保冷库 乗用草刈機 スピードスプレーヤー (500L) <その他> ・ハウスを導入し、作期の拡大及び品質向上を図る。 ・施設有効利用のための他作物の検討	・パート雇用の安定確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 ・市況情報管理 ・共同出荷により産地化を図る。 ・省力化のための機械導入	・基幹労働力 3人 ・雇用労働力 2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日制の導入 ・家族経営協定の締結 ・作業環境の整備

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
花卉専作 (宿根草)	< 作付面積 > 宿根草 125 a < 経営面積 > 125 a	< 資本装備 > 作業所 ビニールハウス 車庫 堆肥舎 ロータリー(1.5m) トラクター(20ps) 管理機(7ps) 動力噴霧器 軽トラック 暖房機 マニュアルプレッター フロントローダー 保冷库 梱包機 < その他 > ・市場を中心として 販売	・簿記記帳による経営 収支の把握 ・出荷期間の延長 ・多品目栽培と栽培技 術の向上	・基幹労働力 2 人 ・雇用労働力 2 人 ・チェックリストに基 づく労働安全の確保 ・作業環境の整備 ・休日の確保 ・一般管理収穫荷作り 作業に対するパート 雇用 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲	<栽培面積等> 水稲 1000a 作業受託800a <経営面積> 1000 a うち500aは借地	<資本装備> トラクター（80.50PS） 自脱型コンバイン（6条） ブロードキャスター （800L） ハイクリブーム（500L） ロータリー（2.4m） ウィングハロー（3.5m×2） 畦塗機（3.5m×2） 田植機（6条） 播種機 コンバイントレーラー フォークリフト（1.5t） 乾燥機（50石×2） 粃摺り機（5インチ） トラック（2t・軽） 作業場、格納庫 パイプハウス <その他> ・わら類は全量すき込みとする。	・利用権集積による1ha以上の連担団地とする。 ・地区内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保する。 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。	・基幹労働力 2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日制の導入 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+野菜	<栽培面積等> 水稲 550a 作業受託300a サマ任 300a <経営面積> 850 a うち650aは借地	<資本装備> トラクター（80.50PS） 自脱型コンバイン（6条） ブロードキャスター（800L） ロータリー（2.4m） ウィングハロー（3.5m×2） 畦塗機（3.5m×2） 田植機（6条×2） 播種機 コンバイントレーラー フォークリフト(1.5t) 乾燥機（50石×2） 粃摺り機（5インチ） トラック（2t・軽） 畝立マルチャー つる切り機 掘り取り機 研磨洗浄機 選別機 作業場、格納庫 育苗ハウス 貯蔵庫	・利用権集積による1ha以上の連担団地とする。 ・地区内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保する。 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。	・基幹労働力 2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日制の導入 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
ソバ・水稻	<栽培面積等> ソバ 900a 水稻 500a <経営面積> 1400 a うち900aは借地	<資本装備> トラクター（50.25PS） 自脱型コンバイン（4条） ブロードキャスター（800L） ロータリー（2.0m） ウィングハロー（3.5m×2） 畦塗機（3.5m×2） 田植機（6条×2） 播種機 コンバイントレーラー フォークリフト（1.5t） 乾燥機（50石×2） 糶摺り機（5インチ） トラック（2t・軽） ソバ播種機 汎用型コンバイン 石臼 プラソイラー 作業場、格納庫 <その他> ・わら類は全量すき込みとする。	・利用権集積による1ha以上の連担団地とする。 ・地区内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保する。 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。	・基幹労働力 2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日制の導入 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キノコ専作 (シイタケ)	< 作付面積等 > シイタケ 50,000玉 < 経営面積 > 25 a	< 資本装備 > 運搬車 ミキサー 滅菌窯 自動植菌機 フォークリフト トラック (1t・軽) 乾燥機 暖房機 保冷库 作業舎・納屋 浸水槽 パイプハウス <その他> ・保冷库の活用による周年出荷	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 ・観光、リゾート等と絡ませたシイタケの販路拡大 ・市況情報管理	・基幹労働力 2人 ・定期的な休日制の導入 ・家族経営協定の締結

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専作	<飼養頭数> 経産牛 120頭 育成牛 50頭 <作付面積> 飼料作物 1000a <経営面積> 飼料畑 1000a	<資本整備> 牛舎 飼料庫・サイロ 堆肥舎 格納庫 トラクター プラウ ライムソー ブロードキャスター ツースハロー コーンプランター コーンハーベスター ロールベレー ベールラッパ モアコンディショナー コンクリートミキサー ショベルローダー 搾乳機械一式 バルククーラー トラック バーンクリーナー マニユアスプレッター <その他> ・TMR飼料給与法による牛乳高位生産 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・育成牛の牧場委託飼育 ・畜舎内外の環境整備 ・家畜糞尿の堆肥化处理	・簿記記帳による経営収支の把握 ・牛群検定の活用 ・良質堆肥の販売	・基幹労働力 2人 ・補助労働力 1人 ・雇用労働力 2人 ・ヘルパーの利用による定期的休日の導入 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・給料制 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花卉専作 (シクラメン) (アジサイ)	< 作付面積等 > シクラメン 40a アジサイ 40a < 経営面積 > 80a	< 資本装備 > トラック (2t・軽) 動力噴霧器 土詰め機 暖房機 ヒートポンプ 蒸気消毒器 用土攪拌機 ポットイングマシン ホイールローダー 液肥混入機 RQフレックス 20 保冷库 (2坪) 灌漑施設一式 鉄骨ハウス (2000㎡) パイプハウス (500㎡) 栽培ベンチ <その他> ・箱育苗からセル苗への転換 ・ハウスの複合環境制御システムの装備を図る。	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 ・市況情報管理 ・オリジナル品種の育成によるブランド品づくり ・パソコン利用による顧客のデータ管理	・基幹労働力 4人 ・雇用労働力 7人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日制の導入 ・快適な作業環境の整備 ・給料制 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
キノコ専作	<作付面積> マイタケ 270,000袋 <経営面積> 耕地 (施設等含) 25 a	<資本整備> 作業所 栽培舎・栽培棚 冷暖房装置 ふるい機 コンテナ フォークリフト ショベルローダー オイルフォルダー 攪拌機 吊機 コンベアー 高圧殺菌釜 接種機 加湿機 車(トラック・バン) 台車 袋分離機 保冷库 包装機 <その他> ・市場出荷とするが一部観光販売。 ・年間販売	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・観光等による販路拡大	・基幹労働力 2人 ・雇用労働力 4人 ・雇用労働力の確保 ・作業環境の整備 ・休日の確保 ・給料制 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作 (露地)	<作付面積> ネギ 100a サツマイモ 180a キャベツ 50a <経営面積> 野菜 330a うち230aは借地	<資本整備> トラクター (50.20ps) ロータリー (2.0m) ライムソワー (1.8m) サブソイラー (1本爪) 振動式掘取機 ベストロボ コンプレッサー (10ps) 管理機 (7ps) ネギ専用培土機 動力噴霧器 (50L/分) 保冷库 (2坪) トラック (2t・軽) 半自動移植機 畝立マルチャー つる切り機 掘り取り機 研磨洗浄機 選別機 育苗ハウス 作業場 格納庫 貯蔵庫 <その他> ・野菜は加工と直売とする。	・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・土づくりと輪作による生産の安定 ・多品目栽培と栽培技術の向上 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労働力 2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的休日の実施 ・パート雇用 ・給料制 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲+野菜	<栽培面積等> 水稲 700a 作業受託300a イチゴ 20a <経営面積> 720 a うち500aは借地	<資本装備> トラクター（80.50PS） 自脱型コンバイン（6条） ブロードキャスター（800L） ハイクリブーム（500L） ロータリー（2.4m） ウィングハロー（3.5m×2） 畦塗機 田植機（6条×2） 播種機 コンバイントレーラー フォークリフト（1.5t） 乾燥機（50石×2） 糞溜り機（5インチ） トラック 2t・軽 暖房機 畝立機 保冷库（2坪） 作業場、格納庫 パイプハウス	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 ・利用権集積による1ha以上の連担団地とする。 ・地区内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保する。 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労働力 2人 ・臨時労働力 1人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日制の導入 ・給料制 ・家族経営協定の締結

- （注） 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第２の２ 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に中之条町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、中之条町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
コンニャク専作	<作付面積等> コンニャク 220a 緑肥 50a <経営面積> 270a(借地)	<資本装備> (大型機械化一貫体系) トラクター(30PS) ロータリー(1.8m) 自走式ブーム マニュアルスプレッダー タイヤローダー 植付機(自走式) 管理機(7PS) プラソイラー マルチ巻取り機 麦まき機 肥料撒き機 トラック(1t・軽) フォークリフト(1.5t) 土壤消毒機 動力噴霧器 掘取機 種芋盛湯消毒機 暖房機 納屋・貯蔵庫・堆肥舎 <その他> ・利用権集積による1ha以上の連坦団地とする。 ・連作障害を回避するためにソルゴー輪作と麦の間作及び有機物の投入を行う。	・雇用労働力の安定確保 ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。 ・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保	・基幹労働力 1人 ・雇用労働力 1人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹（リンゴ）	<作付面積等> 50 a <経営面積> 50 a (借地)	<資本装備> スピードスプレー (500 L) トラクター (21ps) 乗用草刈り機 (16ps) 軽トラック 高所作業台車 密入りセンサー トレリス 保冷库(2坪) 作業場 格納庫 <その他> ・防霜ファンの導入と多目的防災網の設置による生産の安定と品質の向上を図る。	・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底を図る。 ・観光、リゾート等と絡ませたリンゴの販路拡大 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労働力 1 人 ・雇用労働力 1 人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的な休日の確保 ・無袋栽培などによる作業の軽減 ・パートの雇用 ・家族経営協定の締結

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
野菜専作 (露地)	< 作付面積 > 紅花インゲン 150 a スイートコーン 100 a 幅広いんげん 20 a < 経営面積 > (借地 270a)	< 資本整備 > 車庫 作業所 堆肥舎 パイプハウス (132㎡) トラクター (30ps) ロータリー (1.8m) (鎮圧ローラー含) マニユアスプレッター (3t) ライムソワー (1.8m)) 管理機 (7ps) 動力噴霧器 (50L/分)) マルチャー (高畝) 半自動移植機 選別機 トラック (2tダンプ・軽) < その他 > ・ 野菜は加工と直売とする。	・ 簿記記帳による経営 収支の把握と資金管理 の徹底 ・ 土づくりと輪作によ る生産の安定 ・ 多品目栽培と栽培技 術の向上 ・ 農機具の保守管理を徹 底し、使用年数の延長 による機械コストの低 減を図る。	・ 基幹労働力 1 人 ・ 雇用労働力 1 人 ・ チェックリストに 基づく労働安全の 確保 ・ 定期的休日の実施 ・ パート雇用 ・ 家族経営協定の締 結

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜専作 (露地)	< 作付面積 > キャベツ 90a ハクサイ 90a レタス 30a <経営面積> (借地210a)	< 資 本 整 備 > トラクター (50.20ps) ロータリー (2.0m) ライムソワー (1.8m) サブソイラー (1本爪) 管理機 (7ps) 動力噴霧器 (50L/分)) 保 冷 庫 (2坪) トラック (2t・軽) 半自動移植機 育苗ハウス 作業場 格納庫 <その他> ・野菜は直売と中心 に一部市場出荷する 。	・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・土づくりと輪作による生産の安定 ・多品目栽培と栽培、技術の向上 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る。	・基幹労働力 1人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・定期的休日の実施 ・パート雇用 ・家族経営協定の締結

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花卉専作	<作付面積> 宿根草 (施設) 5a (露地) 15a (その他) 30a <経営面積> (借地50a)	<資本装備> 保冷库(1.5坪) 作業場 トラクター(20ps) ロータリー(1.5m) フロントローダー 管理機(7ps) 動力噴霧器(50L/分) 軽トラック 選花機 肥料散布機 パイプハウス (500㎡) 梱包機 <その他> ・市場を中心として 販売	・簿記記帳による経営収支の把握 ・出荷期間の延長 ・共選による有利販売 ・多品目栽培と栽培技術の向上	・基幹労働力 2人 ・雇用労働力 1人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・作業環境の整備 ・休日の確保 ・一般管理収穫荷作り作業に対するパート雇用 ・家族経営協定の締結

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である「花ゆかり」「六合の花」などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、吾妻農業事務所普及指導課、あがつま農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、吾妻農業事務所普及指導課やあがつま農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあつせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、中之条町が主体となって、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携した中之条町農業担い手受入協議会を活用し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポート体制を構築している。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮

を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、中之条町農業担い手受入協議会及びあがつま農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、あがつま農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
42%	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、認定農業者、基本構想水準到達者、集落営農経営（特定農業団体又は集落営農組織）又は認定新規就農者による、地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）の面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町においては、中山間地域であるが土地基盤整備事業が実施された地区では、水稻・野菜・花卉などを主体とする土地利用型農業が行われており、認定農業者等への農地の利用集積が進んできている。経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、本町の山間地域では、酪農や高原野菜・山野草などの栽培が行われているが農地が分散しているため、農用地の利用状況や営農活動の実態等は更に停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ①効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、担い手への農地利用集積・集約化を促進する。
- ②土地利用型農業により発展を図ろうとする意欲的な農業者に対し、農地情報の一元化を進め、農地中間管理機構の利用を促進する。

(3) 関係団体等との連携体制

本町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を講じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第 5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、本町は、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことにより担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である野菜や花の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、町職員、農業委員、農地利利用最適化推進委員、あがつま農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、吾妻農業事務所職員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設置することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

本町は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・

農業共同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるも

のは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地についての設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること）が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、中之条町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 24 年 3 月 27 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 28 年 12 月 19 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 3 年 10 月 12 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。